## 教育電話相談員(会計年度任用職員)の職務内容及び主な勤務条件(予定)

項目	内 容
職名	教育電話相談員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
任用期間	令和3年6月1日から令和4年3月31日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続4回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和4年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿 4 - 6 - 1
職務内容	<ul><li>(1) 幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する相談</li><li>(2) 高校の進級、進路、入学、転編入学等に関する相談及び情報提供</li><li>(3) 青少年リスタートプレイス事業に関すること。</li><li>(4) 相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等</li><li>(5) その他、上司から指示を受けた業務</li></ul>
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分(休憩時間1時間あり)とし、平日及び土日祝日の勤務とする。 勤務可能な曜日が平日に概ね4以上あること。 ①~③の交替制勤務とする。 ①平日A勤8:30~17:15 ②平日D勤12:30~21:15 ③土日祝日A勤8:30~17:15 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を 命ずる場合がある。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、 生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬	月額 194,400円 ※ 通勤手当相当額を別途支給(上限55,000円/月) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
福利厚生等	福利厚生:一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険:厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断:常勤職員に準じて実施 公務災害:対象